

公共新第 116 号の 2
新教互第 13 号の 2
令和 2 年 7 月 17 日

組合員及び会員 各 位

公立学校共済組合新潟支部事務局長
一般財団法人新潟県教職員互助会事務局長

直営施設弁当利用助成の改正について（通知）

コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から、直営施設の利用及び直営施設会食助成利用を控える状況が継続しています。

については、本年 4 月 1 日から実施している標記の助成を下記のとおり改正し、利用基準の引き下げと実施期間の延長をすることにしましたので、お知らせします。

記

- 1 助成名
直営施設弁当利用助成事業
- 2 助成内容
組合員又は会員が、直営施設の弁当を注文する場合について助成する。
- 3 助成対象者
組合員又は会員（組合員又は会員が弁当注文者の過半数を占める場合は、注文者全員）とする。（会員の個人的な注文も対象となりました。）
- 4 利用助成額
弁当料金が 1 人 2,000 円以上 の場合、1 人 1,000 円を助成する。
- 5 実施期間
令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで の弁当利用分を対象とする。
- 6 助成方法
別紙「直営施設弁当利用助成申請書」に所定の事項を記入し、施設の窓口
に提出すること。
- 7 その他
改正の内容は、通知の日から実施する。

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1
（新潟県教育庁福利課内）
公立学校共済組合新潟支部
一般財団法人新潟県教職員互助会